

○北海道職員等の自己啓発等休業に関する規則（平成20年3月31日人事委員会規則21—0）

北海道職員等の自己啓発等休業に関する規則をここに公布する。

北海道職員等の自己啓発等休業に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の自己啓発等休業（北海道職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成20年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第1条に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合）

第2条 条例第3条の人事委員会で定める場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の課程（同法第104条第7項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

（号俸の調整をすることができる日）

第3条 条例第10条第1項の人事委員会規則で定める日は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7—405）第32条第1項に規定する昇給日とする。

（雑則）

第4条 この規則に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（規則の分類の一部改正）

2 規則の分類（北海道人事委員会規則1—0）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成26年3月28日人事委員会規則7—1281抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日人事委員会規則21—1）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。